

感染症法における分類一覧(令和3年3月3日改正)

※以下網掛け部分の感染症が発生した場合は、原則報告書の提出が必要です。

| 感染症の分類          | 定義・疾病名  |                             |                     |
|-----------------|---|-----------------------------|---------------------|
|                 | 感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症                                   |                             |                     |
| 一類(7)           | エボラ出血熱  | 南米出血熱                       | ラッサ熱                |
|                 | クリミア・コンゴ出血熱   | バスト                         |                     |
|                 | 痘そう   | マールブルグ病                     |                     |
|                 | 感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症                                      |                             |                     |
| 二類(7)           | 急性灰白髄炎  | 重症呼吸器症候群(SARS) ※1           | 鳥インフルエンザ(H7N9)      |
|                 | 結核  | 中東呼吸器症候群(MERS) ※2           |                     |
|                 | ジフテリア   | 鳥インフルエンザ(H5N1)              |                     |
|                 | 感染力やり患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないものの、特定の職業に就業することにより感染症の集団発生を起こしうる感染症   |                             |                     |
| 三類(5)           | コレラ   | 腸管出血性大腸菌感染症                 | バラチフス               |
|                 | 細菌性赤痢   | 腸チフス                        |                     |
|                 | 人から人への伝染はほとんどないが、動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症                 |                             |                     |
| 四類(44)          | E型肝炎  | 腎症候性出血熱                     | ブルセラ症               |
|                 | ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)   | 西部ウマ脳炎                      | ベネズエラウマ脳炎           |
|                 | A型肝炎  | ダニ媒介脳炎                      | ハンドラウイルス感染症         |
|                 | エキノコックス症  | 炭疽                          | 発しんチフス              |
|                 | 黄熱  | チクングニア熱                     | ポツリヌス症              |
|                 | オウム病  | つつが虫病                       | マラリア                |
|                 | オムスク出血熱   | デング熱                        | 野兔病                 |
|                 | 回帰熱   | 東部ウマ脳炎                      | ライム病                |
|                 | キャサナル森林病  | 鳥インフルエンザ(二類の鳥インフルエンザを除く) ※4 | リッサウイルス感染症          |
|                 | Q熱  | ニパウイルス感染症                   | リフトバレー熱             |
|                 | 狂犬病   | 日本紅斑熱                       | 類鼻疽                 |
|                 | コクシジオイデス症   | 日本脳炎                        | レジオネラ症              |
|                 | サル痘   | ハンタウイルス肺症候群                 | レプトスピラ症             |
|                 | シカウイルス感染症   | Bウイルス病                      | ロッキー山紅斑熱            |
| 重症熱性血小板減少症候群 ※3 | 鼻疽  |                             |                     |
|                 | 国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症      |                             |                     |
| 五類(49)          | アメーバ赤痢  | 細菌性髄膜炎 ※7                   | バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 |
|                 | RSウイルス感染症   | シアルジア症                      | バンコマイシン耐性腸球菌感染症     |
|                 | 咽頭結膜熱   | 侵袭性インフルエンザ菌感染症              | 百日咳                 |
|                 | インフルエンザ ※5  | 侵袭性髄膜炎菌感染症                  | 風しん                 |
|                 | ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)  | 侵袭性肺炎球菌感染症                  | ペニシリン耐性肺炎球菌感染症      |
|                 | A群溶血性レンサ球菌咽頭炎   | 水痘                          | ヘルパンギーナ             |
|                 | カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症  | 水痘(入院例に限る)                  | マイコプラズマ肺炎           |
|                 | 感染性胃腸炎  | 性器クラミジア感染症                  | 麻しん                 |
|                 | 感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)   | 性器ヘルペスウイルス感染症               | 無菌性髄膜炎              |
|                 | 急性出血性結膜炎  | 尖圭コンジローマ                    | メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症   |
|                 | 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)   | 先天性風しん症候群                   | 薬剤耐性アシネトバクター感染症     |
|                 | 急性脳炎 ※6   | 手足口病                        | 薬剤耐性緑膿菌感染症          |
|                 | クラミジア肺炎(オウム病を除く)  | 伝染性紅斑                       | 流行性角結膜炎             |
|                 | クリプトスポリジウム症   | 突発性発しん                      | 流行性耳下腺炎             |
|                 | クロイツフェルト・ヤコブ病   | 梅毒                          | 淋菌感染症               |
|                 | 劇症型溶血性レンサ球菌感染症  | 播種性クリプトコックス症                |                     |
| 後天性免疫不全症候群      | 破傷風   |                             |                     |
|                 | 人から人に伝染すると認められるが一般に国民が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症 |                             |                     |
| 新型インフルエンザ等感染症   | 新型インフルエンザ   | 再興型インフルエンザ                  |                     |
|                 | 新型コロナウイルス感染症 ※8   | 再興型新型コロナウイルス感染症             |                     |
| 新感染症            | 人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症           |                             |                     |
| 指定感染症           | 既知の感染症の中で、一から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症(延長含め最長2年)             |                             |                     |

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。

※4 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。

※5 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※8 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限る。